## 議 事 録

1. 日 時 令和5年3月24日 開会 午後 2時00分~

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

 1番 藤田 正子
 2番 藤田 哲夫
 3番 伊藤 能之

 4番 荻野 俊明
 6番 村上 和義
 7番 石井 義久

 8番 山渕 久司
 9番 大中 秋美
 10番 藤原 智

 1番 橋本 誠二
 12番 池田 賢治
 13番 住元 保

14番 山本 建樹

以上 13名

4. 欠席委員

なし

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文 立花 吉廣 田中 伸一 山﨑 由紀浩 左海 みや子

以上 5名

6. 事務局

藤田局長 岸本係長 泉係長 宮本事務職員

以上 4名

7. 議事

議事内容

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 集積計画決定のこと

議案第12号 明石市農業委員会規程の一部を改正する規程制定のこと

議案第13号 明石市個人情報保護法施行条例施行規程制定のこと

報告第 9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる 専決処理について報告のこと

報告第10条 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる 専決処理について報告のこと

報告第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針変更のこと

一 山渕会長が、議長に就任する 一

山渕議長: ただ今から第34回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員13名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。 次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

4番 荻野 俊明 委員

6番 村上 和義 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

一 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する 一

山渕議長: それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が4件、報告が3件です。 はじめに「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 今月は1件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: ○○番○○が、1番の土地について報告します。

議案10号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調っており、昨日の小委員会では、法第3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いいたします。

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一沈黙一

山渕議長: 特に、ご意見・ご質問等もないようですので、お諮りします。 本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

一「異議なし」の声あり一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長: 次に、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画 決定のこと」を議題にします。 事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。

本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一沈黙一

山渕議長: 特に、ご意見・ご質問等もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

一「異議なし」の声あり一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山渕議長: 次に、「議案第12号 明石市農業委員会規程の一部を改正する規程制定のこと」を、議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等 ありませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: 規程改正後も利用権の業務は今までどおり行うということですね。

事務局職員: 先程市長部局から説明がありましたように、令和5年4月1日から農業委員会等に関する法律第6条で農業委員会の所掌事務から農業経営基盤促進法に関することを除外になっておりまして、それにあわせて、このたびの規程も利用権に関することを削除にしました。ですが、先程田尾係長から説明がありましたとおり、2年間については経過措置というものがございまして、農用地の利用集積計画の決定依頼ということで、地域計画のできるまでの間は、同じような形で農業委員会に決定依頼があるということの説明を受けましたので、この2年間は同じような形で議案として上程させていただきます。この利用権設定に関することが、削除になりますけれども、先程4ページで見ていただきました通り、改正後の第7号の規定で処理できるというふうに考えていますので、問題ないと思います。

○○委員: 了解しました。

山渕議長: 他に、ご意見・質問等ありませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: ページ4、5の内容が農業委員会規程の全てですか。

事務局職員: その通りです。

山渕議長: 他に、ご意見・質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 他に、ご意見・ご質問等もないようですので、お諮りします。 本案を、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

一 異議なしの声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって、「議案第12号 明石市農業委員会規程の一部を改正する規程制定のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長: 次に「議案第13号 明石市個人情報保護法施行条例施行規程制定のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

山渕議長: 特に、ご意見・ご質問等もないようですので、お諮りします。 本案を、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

一 異議なしの声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって、「議案第13号 明石市個人情報保護法施行条例施行規程制定のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長: 次に報告に移ります。

山渕議長: 次に「報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一報告資料により報告する 一

山渕議長: ただ今、「報告第9号」「報告第10号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長: 次に、「報告第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針変更のこと」について、 報告をうけたいと思います。 事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一報告資料により報告する 一

山渕議長: 本案について、ご意見、ご質問等ありませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: 資料19ページの中程、12行目改正基盤法第6条第1項に規定する明石市の農業経営

基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、いつ頃制定されたのですか。

事務局職員: これは農水産課の方で作成しておりまして、平成28年に制定されております。

○○委員: これは、特に農業委員会で構想を示されたものですか。

事務局職員: 農水産課の構想を基にいたしまして、今回の指針の目標を設定いたしました。

山渕議長: 他に、ご意見、ご質問等ありませんか。

山渕議長: 他に、ご意見・ご質問等もないようですので「報告第11号 農地等の利用の最適化の

推進に関する指針変更のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長: 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

次回4月の委員会では、職員の異動があれば、ご報告させていただきます。

これで、第34回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時34分 終了)

- ※ 小委員会 令和5年3月23日 午後1時30分~
  - · 出席委員

山渕会長 山本職務代理者 藤田(哲)委員 池田委員

• 事務局

藤田局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顚末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 荻 野 俊 明

署名人村上和義